

平成30年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年12月4日午前9時27分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 檜山裕子

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	平尾好孝	総務政策課員	中島正博
企画員		企画員	
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
企画員		企画員	
住民生活課員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
企画員		企画員	
住民生活課員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
企画員		企画員	
産業建設課員	三浦誠	税務課長	橋本秀行
企画員		企画員	

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 60 号 平成 29 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 61 号 平成 29 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 62 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 63 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 64 号 平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 65 号 平成 29 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 66 号 平成 29 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 67 号 平成 29 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 68 号 平成 29 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 69 号 平成 29 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 70 号 平成 29 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算  
認定について
- 日程第 1 7 報告第 2 0 号 平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 8 2 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議  
員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 8 3 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 8 4 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 8 5 号 上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃  
止する条例
- 日程第 2 2 議案第 8 6 号 上富田町環境美化条例
- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度上富田町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予  
算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計介護保険補正予算 (第 2  
号)
- 日程第 2 6 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 2 7 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算 (第 1  
号)
- 日程第 2 9 議案第 9 3 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予  
算 (第 2 号)
- 日程第 3 0 議案第 9 4 号 平成 3 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 3 1 議案第 9 5 号 平成 3 0 年度上富田町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 9 6 号 町道路線の認定について

△開 会 午前9時27分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回上富田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番、九鬼裕見子君、11番、山本明生君を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は11日間に決しました。

---

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成30年9月定例会以降の議員活動及び地方自治法第121条の規定により出席要

求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますのでよろしくお願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と、特定非営利活動法人和歌山県腎友会より2019年度予算に係る要望書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月4日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

#### ○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと、私は2月5日から町民の皆さんのご支援を得まして町政をあずかり、議員各位のご指導とご鞭撻を得ながら上富田町のさらなる発展のために誠心誠意取り組んでまいりました。

ことは日本各地で災害が多発した年でありました。

7月には、西日本豪雨により大雨特別警報が出され、岡山県倉敷市真備町では全世帯の半数に上る4,600戸が浸水の被害に遭われました。

また、東から西に日本列島を横断した台風12号を初め、8月には台風20号、9月には21号、24号と大型の台風が立て続けに襲来し、当地方にも被害をもたらしました。

上富田町では幸い大きな被害は出ていませんが、降雨のたびに立平地区の地すべりが気がかかりで、一日も早く対策工事が完了することを願っておりました。

また、9月の北海道の胆振東部を震源にした地震では、北海道で震度7が初めて観測され、北海道全土の停電、いわゆるブラックアウトが発生するなど甚大な被害となりました。

これらの災害により現在も避難生活を送っている方々がおられます。一日も早くもと

の生活に戻れるよう願っているところでございます。

また、平成30年秋の叙勲で、小出隆道氏が地方自治功勞として長年ご尽力なされた功績により旭日章を受章されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、ご本人より辞退したい旨の申し出がありましたので、今回、皆様方にはご報告のみとさせていただきます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成29年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算認定等が13件、報告事項として平成30年度一般会計補正予算が1件、条例の一部改正が3件、条例の制定、廃止が2件、平成30年度一般会計・特別会計の補正予算が9件、町道路線の認定が1件の計29件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号から議案第72号までの13議案につきましては、平成29年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定等についてであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ本議会におきましてもご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第20号につきましては、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）でございます。補助金の内示がありましたので、10月1日付で専決処分し工事請負費等を補正しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第82号につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第84号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第85号、上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例（案）と議案第86号、上富田町環境美化条例（案）の2議案につきましては、本町における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めた上富田町環境美化条例の制定により、上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第87号につきましては、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回、補正前の額に6億5,203万8,000円を追加し、予算総額を67億2,870万1,000円と定めています。補正予算の主な内容は、民生

費では、障害福祉サービス等給付費として3,500万円、農林水産業費では、岩田地区の三宝寺揚水機の改修工事請負費として7,500万円を措置しています。教育費では、各小中学校への空調設備の設置工事請負費として3億3,000万円、災害復旧費では、台風20号、21号、24号被害の分として1億2,009万9,000円を措置しています。一方、歳入につきましては、分担金、負担金、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債を見込み、措置しています。

次に、議案第88号につきましては、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額に4,645万1,000円を追加し、予算総額を18億3,242万6,000円と定めています。補正予算の主な内容は、国・県への過年度分の療養給付費の返還金などを措置しています。

次に、議案第89号につきましては、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に6,613万7,000円を追加し、予算総額を16億4,906万7,000円と定めています。補正予算の内容は、施設介護サービス給付費や居宅介護サービス給付費などを措置しています。

次に、議案第90号につきましては、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に464万6,000円を追加し、予算総額を2億9,218万6,000円と定めています。補正予算の内容は、和歌山県後期高齢者広域連合への負担金などを措置しています。

次に、議案第91号につきましては、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に3,846万円を追加し、予算総額を4億2,580万円と定めています。補正予算の主な内容は、生馬の下谷地区の造成工事請負費などを措置しています。

次に、議案第92号につきましては、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）でございます。今回、補正前の額から91万6,000円を減額し、予算総額を650万7,000円と定めています。

次に、議案第93号につきましては、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に10万1,000円を追加し、予算総額を1億9,631万9,000円と定めています。補正予算の内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第94号につきましては、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に6万8,000円を追加し、予算総額を3億3,639万7,000円と定めています。補正予算の内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第95号につきましては、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に157万9,000円を追加し、支出予算総額を7億1,696万7,000円と定めています。補正予算の内容は、人事院勧告により職員の給与や手当などを増額措置しているものでございます。

次に、議案第96号につきましては、町道路線の認定についてであります。本議案は、南紀ノ台55号線外7路線、延長1,934.9メートルについて町道路線の認定をお願いするものであります。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### △日程第4 議案第60号～日程第16 議案第72号

##### ○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第16 議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで13件を一括議題といたします。

決算認定の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可いたします。

決算認定の件については決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

##### ○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

平成30年12月4日、上富田町議会議長、大石哲雄殿。

決算審査特別委員会委員長、木本眞次。

決算審査報告書。

平成30年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。

##### 1、議件。

議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの1



3件。

2、審査結果。

議案第60号から議案第71号までを認定とし、議案第72号について可決及び認定とする。

3、審査年月日。

平成30年9月14日、10月5日、10月9日、10月10日、10月11日、10月15日、10月22日、11月2日。

4、審査内容。

別紙のとおりです。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、12番、木本眞次君。

**○12番（木本眞次）**

決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての審査の結果を報告いたします。

本委員会は、9月6日の本会議において設置され、同時に議案第60号から議案第72号を付託され、同日、委員長に私、木本眞次が、また、副委員長に樫木正行委員が選任されました。9月14日から延べ8日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料等に基づき関係当局から詳細な説明を受け、適切な予算執行が効率的に行われたか慎重な審査を行ったものであります。

その結果につきましては、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計決算認定につきましては報告書に記載したとおりであります。細かく議論をした結果、全て認定すべきものと決定いたしました。

町当局におかれましては、当委員会で出された意見を真摯に受けとめられ、次年度予算の編成、執行に生かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代要請に的確に対応できるよう、施策、事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思いますところであります。

以上をもちまして決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。皆様方、ご承認よろしく申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑につきましては委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点、よろしく願いいたします。

---

#### △日程第4 議案第60号

##### ○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

##### ○10番（九鬼裕見子）

議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

消費税増税は社会保障充実のためと説明し、平成29年度においても決算を見ると地方消費税交付金が2億4,273万円が交付され、一般財源に組み込まれています。

平成29年度の経常収支比率は88.2%の位置にあり、財政力指数も0.496となっています。

しかし、平成29年度を見たとき、上富田町の福祉が前進したでしょうか。子育て世代の願いや、高齢になったとき住みなれた地域で安心して元気に住み続けられる環境整備が進んできたとは言えません。

よって、平成29年度一般会計決算認定に反対します。

##### ○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、平成29年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第5 議案第61号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第61号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業……。

暫時休憩します。

---

休憩 午前9時51分

---

再開 午前9時51分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

日程第5 議案第61号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

**○10番（九鬼裕見子）**

議案第61号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について反対討論をします。

国保の加入者は、低所得者や年齢の高さも1つの要因になっていますが、国保税そのものが加入者の負担能力を超え、負担できる保険税になっていません。低所得者に対して国による財政支援は、全国知事会が求める1兆円に届かずわずか1,700億円で、上富田町への財政支援は2,800万円で十分ではありません。国保税の税率は、世帯に対する平等割は5万8,000円、家族の人数による均等割が2万1,000円と、子育て世代や低所得者にとっては大きな負担となっているのが現状です。国保は、社会保障の一環として、国保加入者が安心して医療が受けられるように設けられた国民皆保険です。高過ぎる国保税のもとで、滞納し資格証や短期証の発行で、支払えない家庭が依然としてあります。また、支払っていても、負担の重くのしかかる住民の方々のことを考えたとき、軽減措置がされているとしても十分ではありません。

よって、平成29年度国民健康保険事業決算認定に反対します。

**○議長（大石哲雄）**

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第6 議案第62号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第62号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第62号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について反対討論をします。

翌年度からの繰上充用金2億1,309万5,000円を補填した決算です。分譲宅地売却に少し取り組まれてはいますが、平成29年度末保有高は9億4,798万1,103円となっています。平成29年度より8,697万9,588円を減額していますが、毎年、繰上充用での対応です。

よって、平成29年度特別会計宅地造成事業決算認定について反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第7 議案第63号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第63号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第8 議案第64号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第64号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第9 議案第65号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第65号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第10 議案第66号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第66号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。



これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第11 議案第67号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第67号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

### △日程第 1 2 議案第 6 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 6 8 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

1 0 番、九鬼君。

○1 0 番（九鬼裕見子）

議案第 6 8 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について反対討論をします。

介護保険料は、年金生活者にとっては、年金天引きのため負担が重くても有無を言えない状況です。

また、普通徴収の方は、少ない年金からの支払いは、さらに大変です。

国の負担割合を 1 0 % にふやせば、保険料やサービスの抑制を抑えることができると言われています。

平成 2 9 年度決算は、低所得者の方々に重くのしかかっている状況がうかがえる決算となっています。

よって、平成 2 9 年度特別会計介護保険事業決算認定に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、平成29年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第13 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第69号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第69号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について反対討論をします。

高齢者に痛みを感じてもらおうとして保険制度を別枠にして始まったのが後期高齢者医療保険制度です。徴収率99.7%と昨年より0.4%上がっていますが、普通徴収の方々にとって、少ない年金から支払うことの大変さがうかがえます。お金のあるなしにかかわらず、安心して医療にかかれることが大切です。

よって、平成29年度特別会計後期高齢医療●●●●、決算認定について反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第14 議案第70号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第70号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより議案第70号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定  
についての件を採決します。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。  
お諮りします。  
この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本件については認定することに決しました。

---

△日程第15 議案第71号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第71号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算  
認定について、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、平成29年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### △日程第16 議案第72号

○議長(大石哲雄)

日程第16 議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、平成29年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

10時20分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時18分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第17 報告第20号～日程第32 議案第96号

○議長（大石哲雄）

日程第17 報告第20号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件から日程第32 議案第96号、町道路線の認定についての件まで、16件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。私からは報告第20号につきましてご説明をいたします。報告第20号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第15号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第15号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,666万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年10月1日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、15款県支出金で補正前の額に今回37万2,000円を追加、4億7,731万1,000円と定めてございます。歳入合計では、補正前の額に37万2,000円を追加、60億7,666万3,000円と定めてございます。

歳出につきまして、9款教育費で補正前の額に今回37万2,000円を追加、11億7,302万9,000円と定めてございます。歳出合計では、補正前の額に今回37万2,000円を追加、60億7,666万3,000円と定めてございます。

次、3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきまして、歳出から説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

歳出につきまして、9款教育費の5項保健体育費、補正前の額に37万2,000円を追加いたしました。内容は、食育交流センターの設計管理委託料及び備品購入費を減額、工事請負費を増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

歳入につきまして、15款県支出金の2項県補助金を37万2,000円を追加いたしました。公共施設等木造木質化支援事業費、紀州材利用に関する補助金でございます。これを37万2,000円をいただくことを措置するものでございます。

以上が10月1日付をもって専決した内容でございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

#### ○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

私からは、議案第82号、83号、84号についてご説明いたします。

まず最初に、議案第82号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。



平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正。

この条例につきましては、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じまして本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、一般職の給与改定に準じて期末手当を年間2.6月分から2.65月分とし、年間0.05月分引き上げるもので、平成30年12月支給分から実施するものであります。

それでは改正条文をお願いいたします。

第1条、第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条、第4条につきましては、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正となります。

第1条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「この場合において」を「ただし」に改め、「得た額」の次に「とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の142.5」を加える。

これは期末手当に関する改正で、支給割合を明確に定めたものとなります。内容としましては、年間2.6月分から2.65月分とし、年間0.05月分引き上げるものになります。

第2条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の142.5」を「100分の132.5」に改める。

これは、期末手当の年間2.65月分を6月支給と12月支給分について均等にするための規定であります。

次に、第3条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「この場合において」を「ただし」に改め、「得た額」の次に「とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の142.5」を加える。

これは、第1条と同様に期末手当に関する改正で、支給割合を明確に定めたものとな

ります。内容としましては、年間2.6月分から2.65月分とし、年間0.05月分引き上げるものになります。

第4条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の142.5」を「100分の132.5」に改める。

これは、第2条と同様に、期末手当の年間2.65月分を6月支給分と12月支給分について均等にするための規定であります。

附則で施行期日等を定めてございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしてございます。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、3ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第83号をお願いいたします。

議案第83号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、主に本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定等に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告は、公務員給与と民間給与との格差0.16%を埋めるため俸給表の水準を引き上げるもので、平成30年4月に遡及して適用するものであります。また、ボーナスを年間4.4月分から4.45月分とし、年間0.05月分引き上げるもので、勤勉手当に配分し、平成30年12月支給分から実施するものであります。そのほか、宿日直手当を1回につき200円引き上げるもので、平成30年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは改正条文をお願いいたします。

改正条文は第1条と第2条で構成しています。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「は、勤務1回につき4,200円を超えない範囲内において」を「及びその支給方法については、」に改める。

これは宿直手当に関する改正で、手当額については規則で規定することを定めています。今回、200円の引き上げ改定となりますが、手当額4,400円につきましては規則で規定いたします。

第18条の2第3項中「第1項に規定する職員には、」の次に「選挙事務に従事する場合を除き、」を加え、「夜間勤務手当は」を「夜勤手当を」に改める。

これは管理職手当に関する改正で、管理職には時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当を支給しないことを規定しておりますが、選挙事務に従事する場合を除くことについて明記する改正となります。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改める。

これは勤勉手当に関する改正で、年間1.8月分から1.85月分とし、年間0.05月分引き上げるものになります。

次に、第8条第1項中「別表第1」を次のように改める。

こちらは給料表の改正で、公務員給与と民間給与との格差を解消するため給料表の水準を引き上げるもので、平均0.2%の引き上げを定めています。金額につきましては、初任給を月額1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の引き上げ、その他につきましては400円の引き上げを基本に改定しております。

5ページをお願いいたします。

次に、第2条関係についてです。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改める。

これは期末手当に関する改正で、年間2.6月分を6月支給と12月支給分について均等にするための規定となります。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改める。

これは勤勉手当に関する改正で、期末手当と同様に、年間1.85月分を6月支給分と12月支給分について均等にするための規定となります。

附則で施行期日等を定めてございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するとしてございます。

参考資料としまして、第1条に係る新旧対照表を6ページから10ページに、第2条に関する新旧対照表を11ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第84号をお願いいたします。

議案第84号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。  
平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

これにつきましても、さきの議案第83号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様に、所要の措置を講じたものとなります。

4ページをお願いいたします。

附則で施行期日等を定めています。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしてございます。

5ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

住民生活課長、原君。

**○住民生活課長（原 宗男）**

よろしくお願い申し上げます。私からは議案第85号と議案第86号についてご説明いたします。

議案第85号、上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例。

上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例は、廃止する。

本条例につきましては、次の議案第86号で説明をさせていただきます上富田町環境

美化条例の制定により補完することができますので、本条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしてございます。

続いて、議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、上富田町環境美化条例。

上富田町環境美化条例を別紙のように制定する。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町環境美化条例（案）。

本条例につきましては、本町における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めるため制定するものでございます。

第1条では、この条例は、町、住民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、本町における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進に資することを目的とするとしてございます。

第2条では、第1号で住民等、第2号で事業者、第3号で土地所有者等、第4号で空き缶等のごみ、第5号で自動車等、第6号で放置自動車等、第7号で空き地について、それぞれの用語の意義を定めています。

第3条では町の責務、第4条では住民等の責務、第5条では事業者の責務を定めており、第5条第2項では、自動販売機により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等のごみが、当該自動販売機の周辺に散乱しないように適正に管理しなければならないと定めています。

2ページをお願いします。

第6条では土地所有者等の責務、第7条では投げ捨て等の禁止を定め、住民等及び事業者は、空き缶等のごみを投げ捨て、自動車等を放置し、又は自転車を乗り捨ててはならないと定めています。

第8条では空き地の管理について定め、空き地の土地所有者等は、その空き地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物等を除去するとともに、周辺的生活環境を損なわないようその空き地の適正な管理に努めなければならないと定めています。

第9条では広告看板の管理、第10条では、この条例の施行に必要な範囲において職員が立ち入り、必要な調査をさせることができることを定めています。

第11条では勧告について定めており、第1項では、空き缶等のごみを投げ捨てた者が判明したとき、第2項では、放置自動車等を認定したとき、また、その放置自動車の所有者が判明したときに、それぞれ20日以内に撤去するよう勧告することができること

定めています。第3項では、自動販売機から生じた空き缶等のごみの適正な管理ができていないとき、第4項では、空き地に繁茂する雑草等により周辺的生活環境を損なうおそれがあるとき、また、広告看板の適正な管理ができていないときに、必要な指導または勧告することができることを定めています。

第12条では、勧告に従わないときの命令及び公表について定めています。

3ページをお願いします。

第13条では、放置自動車等の処分について定めています。

第14条では、放置自動車等の処分が行われたとき、空き地の雑草等の除去が履行されないときに、代執行及び費用の徴収について定めています。

第15条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるとしてございます。

なお、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

#### ○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。私からは議案第87号につきましてご説明をいたします。

議案第87号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5,203万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,870万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金、補正前の額に2,386万5,000円を追加、8,545万1,000円と定めてございます。

14款国庫支出金、補正前の額に1億2,804万5,000円を追加。

15款県支出金、補正前の額に5,614万7,000円を追加。

16款財産収入、補正前の額に16万2,000円を追加。

17款寄付金、補正前の額から20万円を減額。

18款繰入金、補正前の額に2,248万4,000円を追加。

19款繰越金、補正前の額に7,948万円を追加。

20款諸収入、補正前の額に408万8,000円を追加。

21款町債、補正前の額に3億3,796万7,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に6億5,203万8,000円を追加、67億2,870万1,000円と定めてございます。

右、3ページでございます。

歳出につきまして、1款議会費、補正前の額に93万8,000円を追加、8,526万7,000円と定めてございます。

2款総務費、補正前の額に1,978万8,000円を追加。

3款民生費、補正前の額に6,179万4,000円を追加。

4款衛生費、補正前の額に119万6,000円を追加。

5款農林水産業費、補正前の額に7,647万7,000円を追加。

6款商工費、補正前の額に51万8,000円を追加。

7款土木費、補正前の額に3,731万3,000円を追加。

8款消防費、補正前の額に323万円を追加。

次のページをお願いいたします。

9款消防費、補正前の額に3億3,303万1,000円を追加。

10款災害復旧費、補正前の額に1億2,009万9,000円を追加。

11款公債費、補正前の額から234万6,000円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に6億5,203万8,000円を追加、67億2,870万1,000円と定めてございます。

次、5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

まず追加です。

学校教育施設整備事業で限度額を2億7,560万円と定めてございます。農業用施設災害復旧事業で限度額を120万円、林道施設災害復旧事業で限度額を540万円、農業施設整備事業で限度額を1,350万円と定めてございます。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と変わりございません。

次のページをお願いいたします。

変更でございます。

臨時財政対策債で、限度額2億円を今回2億2,036万7,000円と変更しております。公共土木施設災害復旧事業で、限度額230万円を2,420万円とそれぞれ定めてございます。こちら、起債の方法、利率、償還の方法については当初予算と変わりございません。

次、7ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、このページから9ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。各内訳についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、20ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費、1項議会費、93万8,000円を追加。議員報酬、職員人件費の増のほかは、新しい議員さん分のヘルメットの購入費等を措置するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で1,394万5,000円を追加。職員人件費のほかは、13節委託料の電話機能設定業務委託料、電話の保留音に町のイメージソングを流すものの設定の委託でございます。

2目財産管理費で1,055万5,000円を追加。主なものは、次のページをお願いいたします、25節積立金の小集落改良住宅積立金を措置するものでございます。

3目防災対策費で158万4,000円を追加。職員人件費の増でございます。

4目交通安全対策費で40万円を追加。19節負担金、補助及び交付金で、チャイルドシート、防犯灯の設置の当初予算で見積もった申請が、ほとんど追加申請してございますので、それを追加で措置するものでございます。

5目企画費、214万7,000円の減額。人事異動に伴う職員人件費の減でございます。

9目地籍調査費、46万3,000円の増。職員人件費の増でございます。

次のページをお願いいたします。

2項徴税费、282万2,000円の減額。職員人件費の減でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、275万8,000円の減額。こちら職員人件費の減でございます。

4項選挙費、47万1,000円の追加。職員人件費の増でございます。

次のページをお願いいたします。

5項統計調査費の1目統計調査総務費で4万9,000円の追加。職員人件費の増でございます。

2目基幹統計調査費で4万8,000円の追加。住宅・土地統計になりますが、それ



の調査員報酬の増を措置したものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で761万7,000円の減額。職員人件費のほかにも主なものとして、28節繰出金、特別会計介護保険繰出金の減額を措置したものでございます。

2目老人福祉費で19万5,000円の追加。主なものは、20節扶助費の老人日常生活用具等給付費で、これも当初予算のほぼ申請がございましたので追加で補正をしているものでございます。

3目障害福祉費、5,976万7,000円の追加。職員人件費のほかにも主なものは、次、28、29ページをお願いいたします、20節扶助費の障害福祉サービス等給付費、あるいは23節の償還金、利子及び割引料の中の過年度の国庫負担金、県費負担金等の返還を措置するものでございます。

4目社会児童福祉医療費で198万2,000円を減額。主なものは、20節扶助費で未熟児養育医療費の増にはなっておりますが、28節繰出金の特別会計国民健康保険事業繰出金の減を措置したもので、差し引き減額しているものでございます。

5目大谷総合センター運営費で3万4,000円の追加。職員人件費の増でございます。

次のページをお願いいたします。

児童福祉費の1目児童福祉総務費で3万5,000円の追加。職員人件費の増でございます。

2目保育所運営費で1,109万4,000円の追加。職員人件費の増のほかにも主なものとして、19節負担金、補助及び交付金の施設型給付費負担金ですとか地域型保育給付費負担金を措置するものでございます。

3目児童措置費で26万8,000円の追加。児童手当の分の過年度分の国庫交付金の返還を措置するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の保健衛生総務費で36万1,000円の追加。職員の人件費のほか、次のページをお願いいたします、33ページの委託料、視力測定業務委託等を措置するものでございます。

2目予防費で24万5,000円を追加。職員人件費の増でございます。

3目環境衛生費、7万8,000円の追加。これも職員人件費の増でございます。

2項清掃費、51万1,000円の追加。主なものは上大中清掃組合への負担金を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費の1目農業委員会費で18万8,000円を追加。職

員人件費の増でございます。

2目農業総務費で166万5,000円を減額。職員人件費の減もございますが、11節需用費、岡の改善センター等の施設の修繕代を措置するもので、差し引き減額になってきてございます。

3目農業振興費、109万1,000円の追加。主なものは19節負担金、補助及び交付金で、台風災害で被災された農業者の方のビニールハウスの復旧に対する補助金でございます。

5目団体営農業基盤整備促進事業費、7,504万円を追加。主なものは三宝寺の農業揚水機の改修工事の請負費でございます。

次のページをお願いいたします。

2項林業費、182万8,000円を追加。職員人件費のほかに主なものは13節委託料で、県の事業でございます紀の国森づくり基金活用事業を本町でも受けて施行したものでございます。

6款商工費、1項商工費、51万8,000円を追加です。職員人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1,357万6,000円の追加。職員人件費の増でございます。

2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費で25万7,000円の追加。草刈り関係の修繕ですとか作業の補助金を措置したものでございます。

2目道路橋梁維持費で1,220万円の追加。町道登尾下附線の維持補修工事を措置するものでございます。

3目高速道路対策費、5万7,000円の追加。職員人件費の増でございます。

4目社会資本整備総合交付金事業、33万3,000円の追加。職員人件費のほかに、次のページをお願いします、41ページ、13節委託料、橋梁長寿命化の点検委託料を措置するものでございます。

3項河川費、1目河川総務費、32万円の追加。町内各所の排水施設の燃料費ですとか修繕代を措置したものでございます。

2目河川改良費、72万4,000円の追加。職員人件費のほかは13節委託料、雑草除去の委託料を措置するものでございます。

4項都市計画費、67万円の減額。28節繰出金、公共下水道事業会計への繰出金の減額を措置したものでございます。

5項住宅費、1,051万6,000円の追加。中身は次のページをお願いいたします、職員人件費のほか主なものと、丹田台、中島住宅の修繕あるいはフェンスの設

置工事、もう一つ、定住促進住宅の修繕とフェンス設置工事を措置したものでございます。このうち、定住住宅の修繕や工事に関する費用がちょうど350万円ございまして、家賃収入を充当したものですから、25節積立金、定住促進住宅基金積立金から350万円減額をしてございます。

8款消防費、1項消防費、323万円の追加。台風20号、21号、24号対応の職員の時間外手当、あるいは特殊勤務手当をここで計上したものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、179万円の追加。職員人件費のほかに、7節賃金のところに適応指導教室臨時賃金とございます。そのほかの科目もそうですが、県費を使ってやりました適応指導教室の拡充に係る経費を措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費の1目学校管理費で2億4,822万円の追加。職員人件費のほかは、学校の空調施設の工事請負費を措置したものでございます。

2目教育総務費で23万8,000円の追加。内訳、主なものは……

(「教育振興費」の声あり)

#### ○総務政策課企画員（中島正博）

申しわけございません。2目教育振興費で23万8,000円の追加。主なもの、各科目に散らばってございますが、県費で行っております緑育推進事業の経費を措置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費の1目学校管理費で8,222万円の追加。15節工事請負費の空調施設の設置工事でございます。

2目教育振興費で116万円の減額。主なものは、この夏のタミンミンへの研修旅行、視察旅行の清算に伴う減額でございます。

4項社会教育費の1目社会教育総務費で30万1,000円の追加。職員人件費の増でございます。

2目生涯学習事業費ですが、こちらは財源の更生でございます。金額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。

続きまして、社会教育費の3目公民館運営費で14万4,000円の追加。職員人件費でございます。

6目、児童館運営費、4万1,000円の減額。職員人件費の減でございます。

7目、放課後児童対策費、13万8,000円の追加。11節需用費でございます。学童の送り迎え用の自動車の消耗品の交換をしたもので、それを措置したものでござい

ます。

9目文化会館運営費で56万6,000円の追加。職員人件費のほかは、こちらも11節需用費の消耗品費。こちらは、坂本冬美さんに歌っていただいていますイメージソングのCDを文化会館で販売させていただいておりますが、それをレコード会社から一旦仕入れて売る扱いになっています。一旦仕入れたものですから、それを消耗品費として計上しておるものでございます。

5項保健体育費の1目保健体育総務費で4万円の追加。職員人件費でございます。次のページをお願いいたします。

2目体育施設管理費、150万円の追加。スポーツセンター内の駐車場整備工事でございます。

3目学校給食費で92万5,000円の減額。職員人件費の減でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費。台風20号、21号、24号の被害の災害復旧の費用でございまして、1目単独災害復旧事業費で310万円、2目現年発生農業用施設災害復旧事業費で784万円、3目現年発生林道施設災害復旧事業費で2,603万5,000円をそれぞれ措置しております。

次のページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費で、こちらも台風20号、21号、24号の災害復旧のための事業費でございます。1目単独災害復旧事業費で1,982万4,000円の追加、2目現年発生公共土木施設災害復旧事業費で6,390万円、それぞれ追加してございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金で214万2,000円の追加。2目利子で448万8,000円の減額です。利率の見直しによって元金と利子の負担が増減したものでございます。

次のページ、54から54の給与費明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入について説明いたしますので10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金では、1項負担金で1,500万円を追加。三宝寺の揚水機工事に係る地元負担を措置したものでございます。

2項分担金では886万5,000円を追加。こちらは台風20号、21号、24号災害の災害復旧工事についての地元負担金を措置したものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1,775万4,000円を追加。主なものは、障害者自立支援給付費の負担金ですとか、障害児施設措置費（給付費等）負担金等の措

置でございます。

2 項国庫補助金で 2 目民生費国庫補助金として 1 6 3 万 5, 0 0 0 円を追加。地域生活支援事業費の補助金を措置したものでございます。

4 目土木費国庫補助金で 1 1 万円を追加。防災安全交付金を措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく国庫補助金でございます。

5 目教育費国庫補助金で 5, 4 3 0 万 3, 0 0 0 円を追加。小中学校の空調工事にかかわる国庫支出金を措置したものでございます。

6 目災害復旧費国庫補助金で 5, 4 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加。こちらも台風 2 0 号、2 1 号、2 4 号の災害復旧事業にかかわる国庫補助金を措置したものでございます。

3 項委託金、2 目民生費委託金で 1 0 万 8, 0 0 0 円を追加しております。基礎年金事務の委託金を措置したものでございます。

1 5 款県支出金、1 項県負担金、3 3 2 万 5, 0 0 0 円を追加。主なものは、2 行目、障害者自立支援給付費負担金などを措置したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項県補助金の 2 目民生費県補助金で 1 2 1 万 9, 0 0 0 円を追加。主なものは、1 行目です、地域生活支援事業の補助金を措置したものでございます。

4 目農林業費県補助金で 4, 8 0 9 万 2, 0 0 0 円を追加。主なものは、団体営農業基盤整備促進事業、三宝寺の揚水機事業でございます、それについての補助金を計上したものでございます。2 節の林業費補助金としまして、紀の国森づくり基金活用事業 1 6 0 万円も措置しております。

6 目教育費県補助金で 3 4 6 万 4, 0 0 0 円を追加。歳出のところでも申しました適応指導教室の拡充事業の補助金等を措置したものでございます。

3 項委託金、4 万 7, 0 0 0 円を追加。統計調査費の委託金を追加したものでございます。

次のページをお願いいたします。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 6 万 2, 0 0 0 円を追加。こちらは、町のイメージソング制作に当たっての著作権を、町が著作権を取得してございますので、販売のいかにかわらずこちらをいただくということで計上したものでございます。

1 7 款寄付金、1 項寄付金、2 0 万円の減額。これは防犯カメラ設置としていただく寄附金として先ごろ補正予算にもかけたんですが、現金ではなく図書カードでいただくということになりましたので、現金分について 2 0 万円を減額したものでござい

ます。

18款繰入金、2項基金繰入金、2,248万4,000円追加いたしました。今回の補正にかかわる一般財源分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、7,948万円を追加。前年度繰越金が確定したことを受けまして今回計上したものでございます。

20款雑収入、2項雑入、408万8,000円を追加。主なものは、2行目の建物災害共済保険金と、4行目、全国町村会災害対策費用保険金で、建物や職員人件費、かかった部分についての保険がおりてくることの収入を雑入で計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページには、先ほどの町のイメージソング、文化会館で売っている部分の代金を、当面、全額75万円ほど計上をしてございます。

21款町債、1項町債、6目教育費で2億7,560万円の追加。空調設備にかかわる起債でございます。

7目臨時財政対策債、2,036万7,000円の追加。臨時財政対策債の増額でございます。

8目災害復旧費で2,850万円を追加。台風災害に伴う災害復旧事業費に関する起債でございます。

9目農林費で1,350万円を追加。三宝寺の揚水機にかかわる地方債でございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

#### ○住民生活課長（原 宗男）

私からは、議案第88号から議案第90号についてご説明いたします。

議案第88号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,645万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,242万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

5款繰入金では、補正前の額から1,450万2,000円を減額し、1億6,872万6,000円と定めています。

6款繰越金では、補正前の額に6,090万5,000円を追加。

7款諸収入では、補正前の額に4万8,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4,645万1,000円を追加し、18億3,242万6,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から41万3,000円を減額し、4,557万1,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に6,000円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、補正額はありません。財源内訳の変更を行っています。

5款保健事業費では、補正前の額に10万円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に2,141万5,000円を追加。

8款諸支出金では、補正前の額に2,534万3,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に4,645万1,000円を追加し、18億3,242万6,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1,450万2,000円を減額。主なもので、国民健康保険保険基盤安定繰入金保険税軽減分、1,078万円を減額しています。

6款繰越金、1目繰越金では6,090万5,000円を追加。前年度繰越金を措置しています。

7款諸収入、5目雑入では4万8,000円を追加。ウォーキング事業参加者負担金を措置しています。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では128万9,000円を減額。人件費を措置しています。

2項徴税費、1目賦課徴収費では87万6,000円を追加。同じく人件費を措置しています。

2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査支払手数料では6,000円を追加。国民健康保険情報集約システム手数料を措置しています。

12ページ、13ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分につきましては、財源内訳の変更を行っています。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては、節の予算の変更を行っています。

14ページ、15ページをお願いします。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では10万円を追加しています。

6款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では2,141万5,000円を追加。これにより基金のあり高は約4億1,050万3,000円となります。

8款諸支出金、1目返還金では2,534万3,000円を追加。過年度分県特別調整交付金、過年度分の療養給付費負担金、同じく交付金の返還金を措置してございます。

次の16ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第89号についてご説明いたします。

議案第89号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）。

平成30年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,613万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,906万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。



「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1 款保険料では、補正前の額に925万円を追加し、3億5,000万円と定めています。

3 款国庫支出金では、補正前の額に869万9,000円を追加。

4 款支払基金交付金では、補正前の額に1,149万円を追加。

5 款県支出金では、補正前の額に651万2,000円を追加。

7 款繰入金では、補正前の額から639万9,000円を減額。

8 款繰越金では、補正前の額に3,541万5,000円を追加。

9 款諸収入では、補正前の額に117万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に6,613万7,000円を追加し、16億4,906万7,000円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に2,434万3,000円を追加し、6,953万1,000円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額に4,231万9,000円を追加。

4 款地域支援事業費では、補正前の額から52万5,000円を減額。

5 款諸支出金につきましては、補正額はありません。財源充当の変更を行っています。

歳出合計では、補正前の額に6,613万7,000円を追加し、16億4,906万7,000円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページから7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料では925万円を追加。特別徴集保険料を措置しています。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では688万円を追加。2 項国庫補助金、1 目調整交付金では253万8,000円を追加。2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では5万9,000円を追加。3 目包括的支援・任意事業交付金では77万8,000円を減額しています。

4 款支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では1,142万5,000円を追加。

2目地域支援事業支援交付金では6万5,000円を追加しています。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では687万1,000円を追加。

10ページ、11ページをお願いします。

2項県補助金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では2万9,000円を追加。2目包括的支援・任意事業交付金では38万8,000円を減額しています。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では528万8,000円を追加。2目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では2万9,000円を追加。3目包括的支援・任意事業繰入金では38万8,000円を減額。4目包括的支援町単独事業繰入金では6万2,000円を追加。6目その他一般会計繰入金では1,139万円を減額、職員給与等繰入金と事務費繰入金を措置しています。

8款繰越金、1目繰越金では3,541万5,000円を追加。前年度繰越金を措置しています。

12ページ、13ページをお願いします。

9款諸収入、3目雑入では117万円を追加。介護予防サービス計画費収入を措置しています。

14、15ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では2,429万1,000円を追加。主なもので、介護給付費準備基金積立金2,379万8,000円を措置しています。

3項介護認定調査費、1目認定調査費では5万2,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では413万5,000円を追加。2目施設介護サービス給付費では3,166万円を追加。

16ページ、17ページをお願いします。

5目居宅介護サービス計画給付費では652万4,000円を追加しています。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では2万9,000円を追加。主なもので、高額医療合算介護予防相当分サービス費2万円を措置しています。3目一般介護予防事業費では20万8,000円を追加。介護予防教室委託料3万6,000円、介護用備品購入費7万円、地域介護予防活動費補助金3万6,000円を措置しています、主なものでございます。

18ページ、19ページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総務管理費では123万2,000円を追加、主なもので介護予防ケアプラン作成委託料117万円を措置しています。3目総合相

談・権利擁護事業費では298万3,000円を減額、人件費を減額措置しています。4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では2万2,000円を追加、給与・職員手当等共済費で3万7,000円を追加、備品購入費で1万5,000円を減額しています。5目任意事業費では50万円を追加、在宅老人介護用品給付費を措置しています。8目認知症総合支援事業費では46万7,000円を追加、主なもので給与・職員手当等共済費で45万3,000円を措置しています。

20、21ページをお願いします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、補正額はありません。歳入予算の財源充当を行ったものでございます。

次の22ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第90号についてご説明いたします。

議案第90号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

平成30年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ464万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,218万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から218万円を減額し、9,761万5,000円と定めています。

3款繰入金では、補正前の額に464万6,000円を追加。

4款繰越金では、補正前の額に218万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に464万6,000円を追加し、2億9,218万6,000円と定めています。

続いて歳出です。

1款総務費では、補正前の額に4万5,000円を追加し、1,192万7,000円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に 4 2 2 万 1, 0 0 0 円を追加。

3 款保健事業費では、補正前の額に 3 8 万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 4 6 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、2 億 9, 2 1 8 万 6, 0 0 0 円と定めています。

次の 3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 目後期高齢者保険料では 2 1 8 万円を減額。現年度分普通徴収保険料を減額措置しています。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金では 4 6 4 万 6, 0 0 0 円を追加。主なもので療養給付費繰入金 3 1 7 万 9, 0 0 0 円を措置しています。

4 款繰越金、1 目繰越金では 2 1 8 万円を追加。前年度繰越金を措置しています。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 目一般管理費では 4 万 5, 0 0 0 円を追加。人件費を措置しています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 4 2 2 万 1, 0 0 0 円を追加。保険基盤安定制度負担金、療養給付費負担金を措置しています。

3 款保健事業費、1 目保健衛生事業費では 3 8 万円を追加。人間ドック補助金を措置しています。

次の 1 0 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

産業建設課企画員、三浦君。

**○産業建設課企画員（三浦 誠）**

よろしくお願いします。私からは議案第 9 1 号をご説明申し上げます。

議案第 9 1 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 8 4 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2, 5 8 0 万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に646万円を追加し、3億9,379万8,000円。

3款繰入金につきましては、新たに3,200万円を追加してございます。

歳入合計では、補正前の額に3,846万円を追加し、4億2,580万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額に3,846万円を追加し、4億2,580万円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款諸収入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に646万円を追加し、3億9,379万8,000円。

3款繰入金、1目企業用地造成事業基金繰入金につきましては、新たに3,200万円を追加してございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、2目残土処理場事業費、補正前の額に3,846万円を追加し2億895万4,000円。主なものとしましては、一般職の給料・職員手当等共済費を一般会計に組み替えたことによる減額でございます。工事請負費のほうで生馬下谷地区造成工事で2,000万円、生馬下谷調整池修繕工事で3,000万円、合計5,000万円を措置してございます。

8ページにつきましては給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは議案第92号についてご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

議案第92号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ650万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款繰入金、1項基金繰入金で、補正前の額から67万6,000円を減額。

4款諸収入、2項貸付金元利収入で、補正前の額から24万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から91万6,000円を減額して650万7,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、補正前の額から91万6,000円を減額。

歳出合計も同じく、補正前の額から91万6,000円を減額して650万7,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

2款繰入金、1目奨学基金繰入金で、補正前の額から67万6,000円を減額。

4款諸収入、1目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額から24万円を減額。

基金繰入金については、貸付金が当初見込みより少なかったことに伴い、基金からの繰り入れが不要になったための減額。元利収入については、償還猶予2名分による元利収入の減額によるものでございます。

3、歳出では、1款総務費、1目一般管理費で、補正前の額から91万6,000円を減額しております。

貸付金については、当初予算で見込んでいたものに満たない申請件数であったため2

11万2,000円を減額。積立金については、基金繰入金及び元利収入の減額以上に貸付金の減額が多いことから、その余剰金119万6,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくお願いいたします。私からは、議案第93号から議案第95号をご説明申し上げます。

議案第93号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

平成30年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,631万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

本会計の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う給与費の改定等による職員1名分の人件費の補正と、消費税の確定申告による還付金及び一般会計繰入金の補正でございます。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

4款繰入金、補正前の額から6万7,000円を減額。

5款諸収入、補正前の額に16万8,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に10万1,000円を追加し、1億9,631万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額に10万1,000円を追加、7,854万5,000円。

歳出合計では、補正前の額に10万1,000円を追加し、1億9,631万9,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から6万7,000円を減額、1億3,446万4,000円と定めてございます。

5款諸収入、1目雑入、補正前の額に16万8,000円を追加、17万5,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1目総務費、補正前の額に10万1,000円を追加し、1,258万円としてございます。

計としまして、補正前の額に10万1,000円を追加、7,854万5,000円と定めてございます。

次の8ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第94号をご説明申し上げます。

議案第94号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成30年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,639万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

本会計の補正内容につきましても、人事院勧告に伴う給与費の改定等による職員1名分の人件費と、前年度繰越金及び一般会計繰入金の補正でございます。

次のページをお願いします。

○議長（大石哲雄）

課長、もうそれでよろしいわ。説明、それでよろしい。

○上下水道課長（川口孝志）

第1表、歳……



○議長（大石哲雄）

それではよろしい。

同じ内容。人件費。

○上下水道課長（川口孝志）

わかりました。ありがとうございます。

続きまして、議案第95号をご説明申し上げます。

議案第95号、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成30年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成30年度上富田町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次の通り補正する。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額に157万9,000円を追加、4億5,655万7,000円と定めています。第1項営業費用、既決予定額に157万9,000円を追加、4億1,370万1,000円、第2項営業外費用、補正額はゼロ円で4,185万5,000円、3項特別損失、補正額はゼロ円で1,000円、第4項予備費、補正額はゼロ円で100万円。

次の2ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額に153万9,000円を追加し、5,328万6,000円と定めています。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

本会計の補正の内容につきましても、人事院勧告に伴う給与費の改定による職員7人分の人件費の補正と時間外勤務手当の補正でございます。

次のページをお願いします。3ページ、予算に関する説明書、目次となっております。

4ページをお願いします。

平成30年度補正予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

支出でございます。

1 款水道事業費、既決予定額に1 5 7 万9, 0 0 0 円を追加し、4 億5, 6 5 5 万7, 0 0 0 円としております。

1 項営業費用、既決予定額に1 5 7 万9, 0 0 0 円を追加し、4 億1, 3 7 0 万1, 0 0 0 円と定めてございます。

次の6 ページをお願いします。

平成3 0 年度予定のキャッシュ・フロー計算書でございます。これにつきましても、業務活動、それから投資活動、そして財務活動の3 つに区分して表示しております。合計金額でご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。業務活動によるキャッシュ・フロー合計で5, 2 1 0 万7, 9 6 9 円。

7 ページをお願いします。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。投資活動によるキャッシュ・フロー合計でマイナス6, 1 5 2 万円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。財務活動によるキャッシュ・フロー合計でマイナス1 億5, 6 9 6 万円。

資金増加額（又は減少額）は、マイナス1 億6, 6 3 7 万2, 0 3 1 円。

資金期首残高、6 億5, 2 5 7 万5, 6 1 4 円。

資金期末残高、4 億8, 6 2 0 万3, 5 8 3 円を予定してございます。

次のページをお願いします。

給与費明細書でございます。この8 から9 ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

1 0 ページをお願いします。

平成3 0 年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合計金額でご説明させていただきます。

まず、資産の部。

1、固定資産。固定資産合計では3 0 億1, 6 4 4 万4, 9 2 7 円となっております。

2、流動資産。流動資産合計としましては5 億3, 2 8 4 万3, 9 5 6 円。

資産合計では、3 5 億4, 9 2 8 万8, 8 8 3 円となっております。

次のページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債。固定負債合計としまして6 億9, 4 7 1 万1, 7 6 1 円。

4、流動負債。流動負債合計としましては1 億7, 9 0 7 万1, 6 9 1 円。

5、繰延収益。繰延収益合計といたしましては9億640万8,984円。

負債合計では、17億8,019万2,436円となっております。

次に、資本の部でございます。

6、資本金といたしまして10億5,838万4,482円。

7、剰余金。1、資本剰余金、次のページをお願いします、資本剰余金合計といたしまして3億1,390万4,410円、2、利益剰余金、利益剰余金合計としまして3億9,680万7,555円。剰余金合計では7億1,071万1,965円。

資本合計としましては17億6,909万6,447円。

負債資本合計では35億4,928万8,883円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

#### ○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いたします。私からは議案第96号についてご説明申し上げます。

議案第96号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成30年12月4日提出、上富田町長奥田誠。

お手元の参考資料によりまして、路線番号、路線名等でご説明いたします。

1枚おめくりをお願いいたします。

南紀ノ台パブリック地区の道路8路線の認定路線調書でございます。路線番号、5057番、路線名、南紀ノ台55号線、延長497.60メートル、幅員8メートル、路線番号、5058、路線名、南紀ノ台56号線、延長457.90メートル、幅員6メートル、路線番号、5059、路線名、南紀ノ台57号線、延長131.30メートル、幅員4.5から6メートル、路線番号、5060、路線名、南紀ノ台58号線、延長169.50メートル、幅員6メートル、路線番号、5061、路線名、南紀ノ台59号線、延長65.70メートル、幅員6メートル、路線番号、5062、路線名、南紀ノ台60号線、延長210.10メートル、幅員6メートルから8メートル、路線番号、5063、路線名、南紀ノ台61号線、延長250.20メートル、幅員6メートルから8メートル、路線番号、5064、路線名、南紀ノ台62号線、延長152.60メートル、幅員6メートル。8路線で合計総延長1,934.90メートルとなっております。

います。

なお、認定路線調書の次に認定路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

## △延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月9日、日曜日午前9時30分にご参集をお願いいたします。

延会 午前11時51分